



# 国民年金のお知らせ

## 【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額16,410円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、町民環境課へご相談ください。

※納付義務のある方とは、被保険者本人、その配偶者及び世帯主のことをいいます。

## 【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から30歳未満から50歳未満に拡大されています。

平成31年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、町民環境課または年金事務所へご相談ください。

# マイナンバーカード 交付専用休日臨時窓口の

# お知らせ

マイナンバーカード交付専用の休日臨時窓口を開設します。  
マイナンバーカードを受け取るのに平日都合がつかない場合ご利用ください。

と き	6月23日(日) 7月28日(日) いずれも9時~17時	その他	事前に電話予約が必要です。 (直近の金曜日17時まで)
ところ	朝日町役場 町民環境課臨時窓口 または2階交付会場	予約先・問い合わせ先	町民環境課 TEL 377-5653

